

(表1)

【訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス利用料一覧表】

1 訪問介護の内容及び利用料 ※特定事業所加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ・ロ）適用

(1) 通常時間帯（8時～18時） 単位：円

身体介護	20分以上30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満	
	3,812	負担割合毎の自己負担額	6,055	負担割合毎の自己負担額	8,873	負担割合毎の自己負担額
1割：382		1割：606		1割：888		
2割：763		2割：1,211		2割：1,775		
	3割：1,144	3割：1,817	3割：2,622			

単位：円

生活援助	20分以上45分未満		45分以上	
	2,806	負担割合毎の自己負担額	3,436	負担割合毎の自己負担額
1割：281		1割：344		
2割：562		2割：688		
	3割：842	3割：1,031		

- ※1 身体介護の1時間30分以上のサービス提供については、8,873円に所要時間が30分を増すごとにおおよそ1,281円（1割：128円・2割：256円・3割：385円）が加算されます。
- ※2 早朝・夜間の時間帯（6時～8時、18時～22時）は上記金額の125%となります。
- ※3 利用者の身体状況により、利用者の同意を得て2人でサービス提供する場合は、上記金額の200%となります。
- ※4 身体介護と生活援助の両方のサービス内容を提供する場合には、当該生活援助中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分増すごとにおおよそ1,027円（1割：102円・2割：205円・3割：308円）《3,061円（1割：306円・2割：612円・3割：918円）を限度とします。》を加算して算定します。

(2) 加算 単位：円

内 容	金 額	負担割合毎の自己負担額
初回加算（初回のみ）	2,839	2,839円
緊急時訪問介護加算	1,425	（1割：284円・2割：568円・3割：852円）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,425	1,425円
生活機能向上連帯加算（Ⅱ）	2,839	（1割：143円・2割：285円・3割：428円）

- ※1 「初回加算」については、利用者に対し初回の訪問介護のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護サービス提供を行うか、又は訪問介護サービス提供に同行した場合に加算させていただきます。本加算は利用者が過去2月（歴月）に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合、また、指定訪問介護から指定介護予防訪問介護に変更もしくは指定介護予防訪問介護から指定訪問介護に変更があった場合にも算定させていただきます。

- ※2 「緊急時訪問介護加算」については、ケアプラン等に位置付けられていないサービス提供を、利用者等から緊急の要請により、サービス提供責任者と介護支援専門員が連携し、身体介護のサービス提供を行った場合に加算させていただきます。
 - ※3 「生活機能向上連携加算(I)」については、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること、当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことをした時は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算させていただきます。
 - ※4 「生活機能向上連携加算(II)」については、現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算させていただきます。
- ★ 介護職員等処遇改善加算(I・ロ)適用により、【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(28.7%)〈1単位未満の端数四捨五入〉×1単位の単価】が含まれています。
 - ★ 利用者負担については、ケアプランが作成されている場合は、上記金額の10%(一定以上の所得のある方は20%もしくは30%)が利用者負担となります。(介護報酬総単位数に地域区分加算などを乗じる形になりますので、ご了承ください。)ただし、ケアプランが作成されていない場合や、支給限度基準額を超える場合には、超えた分については全額自己負担となります。
 - ★ 清川村での利用に関しては、地域区分加算が異なりますので別途ご案内いたします。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス内容及び利用料

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ・ロ） 適用

(1) 月額（8時～18時）

単位：円

区 分	週1回程度		週2回程度		週2回以上	
要支援1 総合事業対象者	16,729	負担割合毎の 自己負担額	33,404	負担割合毎の 自己負担額	—	
		1割：1,673		1割：3,341		
		2割：3,346		2割：6,681		
		3割：5,019		3割：10,022		
要支援2 総合事業対象者	16,729	負担割合毎の 自己負担額	33,404	負担割合毎の 自己負担額	53,006	負担割合毎の 自己負担額
		1割：1,673		1割：3,341		1割：5,301
		2割：3,346		2割：6,681		2割：10,602
		3割：5,019		3割：10,022		3割：15,902

(2) 契約期間が1月に満たない場合（日割り）

単位：円

区 分	週1回程度		週2回程度		週2回以上	
要支援1 総合事業対象者	552	負担割合毎の 自己負担額	1,093	負担割合毎の 自己負担額	—	
		1割：56		1割：110		
		2割：111		2割：219		
		3割：166		3割：328		
要支援2 総合事業対象者	552	負担割合毎の 自己負担額	1,093	負担割合毎の 自己負担額	1,745	負担割合毎の 自己負担額
		1割：56		1割：110		1割：175
		2割：111		2割：219		2割：349
		3割：166		3割：328		3割：524

(3) 加算

単位：円

内 容	金 額	負担割合毎の自己負担額
初回加算（初回のみ）	2,839	2,839円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,425	（1割：284円・2割：568円・3割：852円）
生活機能向上連帯加算（Ⅱ）	2,839	1,425円 （1割：143円・2割：285円・3割：428円）

※1 「初回加算」については、利用者に対し初回の訪問介護のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護サービス提供を行うか、又は訪問介護サービス提供に同行した場合に加算させていただきます。本加算は利用者が過去2月（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合、また、指定訪問介護から指定介護予防訪問介護に変更もしくは指定介護予防訪問介護から指定訪問介護に変更があった場合にも算定させていただきます。

※2 「生活機能向上連携加算(Ⅰ)」については、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること、当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことをした時は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算させていただきます。

※3 「生活機能向上連携加算(Ⅱ)」については、現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき加算させていただきます。

★ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ・ロ)適用により、【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(28.7%)〈1単位未満の端数四捨五入〉×1単位の単価】が含まれています。

★ 利用者負担については、ケアプランが作成されている場合は、上記金額の10%(一定以上の所得のある方は20%もしくは30%)が利用者負担となります。(介護報酬総単位数に地域区分加算などを乗じる形になりますので、ご了承ください。)ただし、ケアプランが作成されていない場合や、支給限度基準額を超える場合には、超えた分については全額自己負担となります。

★ 清川村での利用に関しては、地域区分加算が異なりますので別途ご案内いたします。

(表2)

1 キャンセル料

サービス利用のキャンセルに係るキャンセル料については、次のとおりです。

(1) 訪問介護

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	介護報酬の10% (一定以上の所得のある方は20%・30%)

なお、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス

利用料金が月額報酬のため、キャンセル料は不要です。

2 その他の費用の額

(1) 交通費

①通院介助等の外出援助における、公共交通機関を利用した場合の交通費。

②通常のサービス提供地域以外の地域にサービスを提供する場合。

③通常のサービス提供実施区域を越える場合の交通費

ア 利用者宅まで、自動車を利用した場合、サービス提供地域を越えた地点から1 km毎に50円。

イ 他の交通機関を利用した場合は、実費相当分。

(2) 光熱水費

居宅におけるサービス提供のために使用する電気、ガス、水道などの光熱水費。

(3) その他

サービス提供に関し、利用者が負担すべき費用。

なお、その他の費用の額については、サービスを提供した際に、利用者に対し提供したサービス内容、費用の額等を記載したサービス実施記録を交付します。